1　登録番号　第17569号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メイティストレム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上一丁目12番１号

1　登録番号　第17570号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイスコルフジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上一丁目12番１号

1　登録番号　第17579号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
Sutera Roth
4　登録品種の名称　DANCOP21
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger-Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 50297 Israel

1　登録番号　第17580号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
Sutera Roth
4　登録品種の名称　DANCOP22
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger-Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 50297 Israel

1　登録番号　第17584号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
Symphoricarpos Duham.
4　登録品種の名称　コルスカール
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ゲブル　コルスター社
オランダ王国　2771ＸＲ　ボスコープ　レインネヴェルト　122ａ

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５５５号
名古屋市中村区稲葉地町８丁目１番地　県営稲葉地住宅４棟407号
債務者　高良なつき（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７４号
名古屋市東区矢田１丁目12番28号　マンションコオノ302号
債務者　渡邊つね子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３号
三重県亀山市中庄町879番地、前住所三重県鈴鹿市国府町5730番地の１
債務者　伊藤ちか子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８２号
三重県津市南新町17番49号　本橋荘17号室、前住所三重県鈴鹿市南玉垣町5662番地３
債務者　兼子　哲雄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６号
三重県熊野市飛鳥町野口160番地６
債務者　城平　加奈
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第６５号
山口県下関市豊浦町大字涌田後地13番地34
債務者　喫茶スナック秋桜こと　内田美代子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
山口県下関市上新地町５丁目１番Ｃ―208号　ライオンズヒルズ下関
債務者　吉川眞由己
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
愛媛県松山市東方町甲759番地８
債務者　辰本美智子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
愛媛県越智郡上島町生名3723番地
債務者　大林　則久
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第９０号
愛媛県今治市波方町波方甲2777番地１、旧住所愛媛県今治市新谷乙225番地62
債務者　河野　　進
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿屋市串良町有里7489番地34、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―1002号
債務者　純浦　明人
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
富山市向新庄町３丁目３番27―102号　アルエ松田Ａ棟
債務者　清水　義規
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部